

電子契約サービス連携ツール提供条件書

本条件書は、日鉄ソリューションズ株式会社（以下「サービス提供者」という。）が「電子契約サービス」（以下「本サービス」という。）に付随して本サービスの利用者（以下「利用者」という。）に対し提供する連携ツール（第1条で定義）につき、その提供の条件を定めるものである。

第1条（定義）

本条件書において「連携ツール」とは、電子契約サービスマニュアル「システム間連携機能解説」に定めるサービス提供者が提供する本サービスと利用者が使用するシステム間のデータ連携を行うプログラムを指すものとする。

第2条（連携ツールの提供）

1. サービス提供者は利用者に対し、本条件書に定める条件に従って、連携ツールを現状有姿にて提供する。
2. 連携ツールに関する一切の知的財産権及びその他の権利は、サービス提供者又はそのライセンサーに留保される。
3. 連携ツールの提供期間は、「電子契約サービス利用契約書」及び「電子契約サービス利用規約」（以下併せて「サービス契約」という。）によって定められた本サービスの利用期間と同一とする。
4. 事由のいかんを問わず本サービスの提供が終了した場合、連携ツールの提供も同時に終了するものとする。
5. 事由のいかんを問わず連携ツールの提供が終了した場合、利用者は、速やかに連携ツールを消去し、その使用を中止しなければならない。

第3条（利用者の利用権及び制限）

1. 利用者は連携ツールを、本サービス利用の目的でのみ使用することができ、かかる目的以外に連携ツールを使用し、又は第三者（サービス契約において本サービスの利用を認められている者を除く。）をして使用させ、又は第三者に開示もしくは譲渡してはならない。
2. 利用者は連携ツールにつき、改変若しくは翻案し、又はリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等の手段により解析してはならない。

第4条（問い合わせ対応等）

1. サービス提供者は、連携ツールの不具合につき、以下の各号の対応を行う。ただし、

本サービスの提供範囲外である、ハードウェア製品、ソフトウェア製品又はサービス等との不具合原因の切り分け作業については、利用者の責任で行うものとする。

- ① 本サービスのヘルプデスクでの障害受付
 - ② 連携ツールのバグや機能追加等に対応するためサービス提供者が作成する更新プログラムの利用者への提供
2. 利用者がサービス提供者に対し、前項記載の対応以外の対応を求める場合には、サービス提供者は、当該対応に要する費用、期間等を見積もりのうえ、有償にて対応するものとする。

第5条（責任）

1. 連携ツール及びその提供に関するサービス提供者の責任は、連携ツールの提供期間中連携ツールを提供すること及び前条記載の対応を行うことに限られ、サービス提供者は利用者に対し、他に一切の責任を負わないものとする。
2. 連携ツール及びその利用に関し、利用者に損害が発生した場合であっても、サービス提供者は一切の責任を負わないものとする。なお、万一サービス提供者に賠償責任が認められる場合であっても、その範囲は連携ツールの利用により直接に生じた現実かつ通常の損害に限られ、かつ、その賠償額は当該損害発生時の本サービスの月額利用料金相当額を限度とする。但し、当該損害の発生がサービス提供者の故意又は重過失に起因する場合、本項の金額の制限は適用されない。